

自然公園における利用者事故の事例（一覧）

表 自然公園の利用者事故に関する裁判例

	事件名 事故発生日 自然公園	事故態様	被告	判決等
①	鬼ヶ城(転落)事件 S43. 10. 30. 吉野熊野国立公園	周回路のかけ橋から転落して下半身麻痺	国 三重県 熊野市	第一審:大阪地裁 S46.12.7 控訴審:大阪高裁 S48.5.30 上告審:最高裁 S50.11.28 被告敗訴 被告敗訴 被告敗訴
②	神崎海水浴場事件 S44. 7. 22. 若狭湾国定公園	海水浴場の飛込台から海に飛込んで負傷	国 京都府	第一審:京都地裁 S50.11.20 被告勝訴
③	西沢溪谷事件 S45. 5. 5. 秩父多摩国立公園	歩道の柵によりかかり、柵の破損により転落死	国 山梨県	第一審:東京地裁 S53.9.18 (控訴審で和解) 被告敗訴
④	鬼ヶ城(高波)事件 S44. 6. 26. 吉野熊野国立公園	海岸の岩場で高波にさらわれ 3名死傷	国 三重県 熊野市等	第一審:盛岡地裁 S53.11.2 国勝訴・県敗訴
⑤	三段峡事件 S50. 7. 25. 西中国山地国定公園	遊歩道で石につまずき、谷底に転落して死亡	広島県 広島市	第一審:広島地裁 S54.6.7 控訴審:広島高裁 S56.3.19 上告審:最高裁 S56.11.12 県勝訴・市敗訴 被告勝訴 被告勝訴
⑥	登別地獄谷事件 S49. 5. 18. 支笏洞爺国立公園	旧遊歩道の地表が陥没し、高地温により火傷	国 北海道 登別市	第一審:広島地裁 S54.4.25 控訴審:広島高裁 S57.8.31 被告勝訴 被告敗訴
⑦	大杉谷事件 S54. 9. 15. 吉野熊野国立公園	老朽化した吊橋が壊れ、谷底に転落して 2名死傷	国 三重県	第一審:神戸地裁 S58.12.20 控訴審:大阪高裁 S60.4.26 上告審:最高裁 S63.12.15 最高裁 H1.10.26 被告敗訴 被告敗訴 県敗訴 国勝訴
⑧	清津峡事件 S63. 7. 31. 上信越高原国立公園	歩道上で断崖からの落石に直撃されて死亡	新潟県 中里村	第一審:新潟地裁 H3.7.18 控訴審:東京高裁 H5.3.29 上告審:最高裁 H8.3.26 被告敗訴 被告敗訴 被告敗訴
⑨	立山地獄谷事件 S60. 7. 22. 中部山岳国立公園	歩道外の湯溜りに入り、ガス中毒後に溺死	国 富山県 立山町	第一審:広島地裁 H4.3.17 控訴審:広島高裁 H11.9.30 被告勝訴 被告勝訴
⑩	えびの高原事件 S60. 6. 30. 霧島屋久国立公園	歩道外を散策し、噴気孔に転落して死亡	国 宮崎県	第一審:福岡地裁 H4.4.24 控訴審:福岡高裁 H5.11.29 被告勝訴 被告勝訴
⑪	大涌谷事件 H8. 1. 26. 富士箱根伊豆国立公園	凍結した歩道で足を滑らせ、転倒して骨折	神奈川県	第一審:千葉地裁 H12.6.9 控訴審:東京高裁 H12.12.26 被告勝訴 被告勝訴
⑫	奥入瀬落枝事件 H15. 8. 4. 十和田八幡平国立公園	遊歩道付近で落枝が直撃して下半身麻痺	国 青森県	第一審:東京地裁 H18.4.7 控訴審:東京高裁 H19.1.17 上告審:最高裁 H21.2.5 決定 被告敗訴 被告敗訴 被告敗訴
⑬	城ヶ倉溪流事件 H12.10.10 十和田八幡平国立公園	歩道上で断崖からの落石に直撃されて死亡	青森市	第一審:青森地裁 H19.5.18 被告敗訴

注:本表は環境省が把握している事件のうち判決全文が入手できたものの一覧であり、関係する訴訟を全て網羅するものではない(例えば、平成 18 年に尾瀬国立公園内の遊歩道において落枝による死亡事故が発生し、国と県を相手取った訴訟が提起され、平成 21 年 3 月に第一審判決(福島地裁)があったようである(被告勝訴))。

注:平成 23 年 1 月現在

(2) 事故態様

- ・ 転落事故 (施設の破損) : ③、⑦
- ・ 転落事故 (その他) : ①、④、⑤
- ・ 転倒事故 : ⑪
- ・ 落石・落枝事故 : ⑧、⑫、⑬
- ・ 火山性ガスによる中毒 : ⑨
- ・ 火山性地熱等による熱傷 : ⑥、⑩
- ・ その他 : ②

奥入瀬溪流事件判決（抜粋）

奥入瀬溪流事件（第一審）

平成 18 年 4 月 7 日判決言渡し
平成 16 年(ワ)第 14597 号損害賠償請求事件

主文(略)

事実及び理由

第1 請求

第2 事案の概要

(中略)

1 前提事実(争いのない事実並びに括弧内に掲げた証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実)

(1)原告ら(略)

(2)本件事故の発生

原告らは、平成 15 年 8 月 4 日、観光客として奥入瀬溪流石ヶ戸を訪ね、原告茂子は、同日午前 11 時 50 分ころ、別紙図面の「本件事故現場」の地点において昼食をとろうとして立っていたところ、頭上のブナの木(以下「本件ブナの木」という。)の地上約 10 メートルの高さから、長さ約 7 メートル、直径約 18 ないし 41 センチメートルの枯れ枝(以下「本件ブナの枝」という。)が落下し、これが原告茂子を直撃したことにより、胸椎脱臼骨折等の傷害を負った(本件事故。甲 A7、甲 A13、甲 A18、甲 A30、甲 B1、甲 B2、検証。)

(3)本件事故現場付近等

ア 本件事故現場

(ア)位置および管理関係

本件事故現場付近の概況は別紙図面のとおりであり、付近の土地は被告国が所有し、被告国の機関である東北森林管理局三八上北森林管理署(以下「三八上北森林管理署」という。)が管理しており、十和田八幡平国立公園の特別保護地区内にあって著名な名勝である奥入瀬溪流を眺めることができる観光地の一つである。

被告国は、昭和 48 年 12 月、国有林野の管理経営に関する法律 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、被告県に対し、奥入瀬溪流石ヶ戸等の一部を遊歩道敷として無償で貸し付け、被告県はこれを遊歩道として整備、管理しているが(以下、この被告県が貸付けを受けている土地を「本件遊歩道」という。)、本家遊歩道は、別紙図面表示の焼山側歩道国有林野貸付地起点から南西方及び子ノロ側歩道国有林野貸付地起点から北東方の各太線の間に分かれており、本件事故現場付近の土地は、本件遊歩道に含まれていない(以下、この被告県が貸付けを受けていない本件事故現場付近の土地を「本件空白域」という。)

(イ) 本件事故現場付近における法的規制

本件事故現場付近は、自然公園法による特別保護

地区の指定、文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物の指定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区の指定及び森林法による水源かん揚保安林及び公衆の保険保安林の指定を受け、国有林野の管理経営に関する法律に基づく管理経営計画において森林と人の共生林の自然維持タイプに機能類型区分されており、これらの指定及び区分によって、区域内においては、所管の大臣による許可のない立木等の伐採等が禁止されるなどしている(乙イC6、乙ロC19及び20)

イ 本件ブナの木等

被告国は、本件ブナの木を含む本件事故現場付近の立木を所有し、三八上北森林管理署長は、これらの立木を管理していた。

被告県は、平成 15 年 5 月、自然公園法 14 条 3 項の規定に基づく環境大臣の許可及び国有保安林内作業行為について、林野庁三八上北森林管理署長の承諾を得た上で本件ブナの木周辺に立入り防止柵を設置し、この柵の内側にシダ植物等を植栽した。

本件ブナの木的位置は別紙図面表示のとおりであり、本件空白域にあったが、本件事故の後、伐採された。

ウ 本件事故現場周辺の施設(検証)

(ア)被告県の所管施設

a 焼山側歩道

本件ブナの木から南西方向に 5.6 メートル離れた別紙図面表示の焼山側歩道国有林野貸付地起点から南西方(焼山方面)に向かう歩道であり、被告県が敷地を林野庁から借り受けて設置した。同歩道の付属施設として、貸付標柱、東北自然歩道の方向標識がある。

b 子ノロ側歩道

上記焼山側歩道起点から北東方向に 45 メートル離れた別紙図面表示の子ノロ側歩道国有林野原貸付地起点から北東方(子ノロ方面)に向かう歩道であり、被告県が敷地を林野庁から借り受けて設置した。同歩道の付属施設として、石ヶ戸の地名を解説する標識、東北自然歩道の方向標識がある。

c 石ヶ戸休憩所

被告県が、平成 10 年乃至 11 年、環境庁長官から公園事業執行の承認を得て奥入瀬溪流の利用施設として設置した施設であり、国道 102 号に接し、十和田湖町の所管施設である売店が隣接している。

d 立入り防止柵(既設)

被告県は、立入り防止柵を別紙図面のとおりで、石ヶ戸休憩所階段最下段から焼山側歩道国有林野貸付地起点付近までの本件空白域上約 40.3 メートルと、同階段最下段から子ノロ側歩道沿いに 30 メートル以上にわたって、それぞれ設置した。

e 付帯施設

被告県は、本件空白域の上記立入り防止柵内に、奥入瀬の生い立ちを記した自然解説標識及び東北自然

歩道表記の利用指導標識を、それぞれ設置した。

被告県は、本件ブナの木に近接する北東方向の土地に着き、卓ベンチ敷地として国有林野の貸付けを受け、観光客の休憩の用に供する目的で、卓ベンチを設置した。

f 植生復元施設

被告県は、平成15年5月、別紙図面のとおり、本件ブナの木周囲に、立入防止柵を設置し、その柵の内側に、シダ植物を植栽して植生を復元した。

g 階段

別紙図面北西方の国道に面する石ヶ戸休憩所及び同休憩所から奥入瀬溪流に下る階段は、いずれも被告県が設置したものである。

(イ) 林野庁の所管施設

林野庁は、石ヶ戸休憩所会談の中腹にある歩道沿いに保安林表示標識1枚及び樹名板4枚を、本件空白域に樹名板2枚をそれぞれ設置した。

(ウ) 環境省の所管施設

環境省は、焼山側歩道国有林野貸付地起点付近にカモシカ注意看板を、子ノロ側歩道国有林野貸付地沿いに利用指導標識をそれぞれ設置した。

(4) 合同点検の実施(乙イC4、乙ロC12の1ないし14の4)

東北自然歩道線の焼山から子ノロまでの区間については、毎年1回、歩道施設の安全性の点検、歩道施設に倒木し、又は倒木の疑いの余地のない差し迫った危険が認められる立木(以下「危険木」という。)及び崩壊箇所等の損傷調査、軽微な障害物の除去及び歩道沿いの清掃を目的として、平成12年度までは環境庁主催の下で、平成13年度以降は被告県文化観光推進課の主催の下で、環境省十和田自然保護官事務所、三八上北森林管理署、被告県自然保護課等が合同して行う奥入瀬溪流歩道点検(以下「合同点検」という。)が行われている。

被告県が土地の権限を取得している区域又は歩道施設のある区域に係る危険木は、関係機関による上記合同点検の結果又は林野庁及び環境省の了解を得た上で、奥入瀬溪流歩道線の公園事業を執行している被告県が伐採する。

(5) 原告茂子の治療状況(略)

2 争点

(1) 営造物設置管理の瑕疵

ア 原告らの主張

(ア) 被告県は、被告国の許可を受けて、本件ブナの木周囲に、ブナの木を植生復元を目的として、訪れる多数の観光客が土壌を踏み固めてしまうことを防止するために立入防止柵を設置し、本件ブナの木を管理している。また、本件遊歩道は、前提事実(3)ア(ア)のとおり、被告県が被告国から貸与を受けてこれを管理しているが、本件空白域中に属する本件事故現場付近も本件遊歩道同様、被告県が事実上管理している。したがって、本件ブナの木及び本件事故現場付近

は、被告国が所有し被告らが管理する公の営造物に当たる。

(イ) 本件遊歩道及び本件事故現場付近は、観光客が多数訪れる場所であって、本件ブナの木については、その枝が枯死し、落枝の危険があったのであるから、落木等の危険のある枝の伐採や、防止柵の設置などによる事故防止措置が採られない限り、観光客の生命及び身体に危害が発生する可能性が極めて高い状況にあった。ところが、被告らは、本件事故当時、そのような危害の発生を防止する措置を全く採っておらず、本件事故現場付近を、自由に歩き回ることが可能な状況のまま放置していたのであるから、被告らの本件ブナの木の設置管理には瑕疵があったというべきである。

(ウ) 本件事故発生当時、本件ブナの木は、葉を備えておらず、枯死状態にあったのであるから、被告らは、本件ブナの木の落枝をその外観から予見することができた。

イ 被告国の主張

(ア) 国家賠償法2条1項の「公の営造物」とは、国又は公共団体により直接公の目的のために共用される個々の有体物及び物的設備をいうところ、一般の国有林野は直接に公の目的に供されているものということとはできないし、本件ブナの木は直接公共の用に供するために植栽したものではなく、人工的作業を加えることなく自然公園内に自生したものであるから、本件ブナの木は「公の営造物」に当たらない。

また、被告国は、本件事故現場付近を観光客等に遊歩道として利用させたことも、休憩場所として利用させたこともないのであり、被告国が本件事故現場付近を公の目的のために共用したとはいえない。

(イ) 本件ブナの木には、落枝等による危険ないし事故発生の子見可能性も回避可能性も認められない。また、国有林野内の天然木である本件ブナの木は、その性質上、自然が有する一定の危険性を内包するから、本件事故発生当時のブナの木の状態をもって、天然木として通常有すべき安全性を欠いていたということとはできない。

ウ 被告県の主張

(ア) 本件事故現場付近は本件空白域内にあり、被告県は何らの管理権限を有しないのであるから、被告県は本件事故現場付近につき管理責任を負わない。

また、被告県が本件ブナの木に対し施肥や枯損部の剪定ないし除去その他の管理行為をしたこともなく、被告県にはこのような管理行為をする行政上の権限もない。したがって、本件遊歩道の区域外にある本件事故現場及び本件ブナの木は、被告県が管理する公の営造物に当たらない。

(イ) 本件ブナの木の枝は、その付け根が地上から高さ6メートル余であり、その周辺に無数に存在するほかの樹木と併せて枝の枯死や腐食状態を調査して樹木を

管理することは国立公園事業において通常行われていない。

また、枯死木であることが直ちに危険木であることを意味するものではなく、危険木の判断基準は未だ確立されていない。さらに、本件ブナの木が落下した原因は、本件ブナの木が腐食菌に侵蝕され枝の強度が著しく低下したためと推測されるが、一般に枝を損傷することなく、外部から枯枝の腐朽状態を判断する方法は未だ開発されていない。以上によれば、本件ブナの木は枝の落下を予測することは不可能であった。

仮に、本件ブナの木は枝の落下を予測できたとしても、本件事故現場付近の植生については、現状のまま自然の推移に委ねることを基本とする旨定められ、枯死木一般が保護の対象とされ、本件事故発生前において、枯れ木を無差別に伐採して管理することは、自然公園の指定目的上許されておらず、また、自然公園に適した標準的な伐採工法は確立されていないのであるから、被告県は、本件ブナの木は枝の落下を回避できなかった。

(2) 公務員の不法行為(略)

(3) 工作物責任(略)

(4) 安全配慮義務違反(略)

(5) 損害(略)

第3 当裁判所の判断

1 被告県の営造物設置管理の瑕疵

公の営造物の定義

(1) 国家賠償法2条1項の公の営造物とは、国又は公共団体により直接に公の目的のために共用されている有体物ないしは物的設備をいうところ、被告県の設置管理する遊歩道について、瑕疵の有無を検討する。

前提事実(3)ア(ア)のとおり、本件事故現場は、焼山側歩道国有林野貸付地起点までの遊歩道及び子ノ口側歩道国有林野貸付地起点までの遊歩道との間の本件空白域にあり、被告県が被告国から貸付けを受けた本件遊歩道内ではない。

しかしながら、前提事実(3)ウ(ア)のとおり、双方の起点から他に通ずる道はなく、これらを利用する者は、当然本件空白域を通行するほかなく、これらは一続きの遊歩道として利用することが予定されていたと解せざるを得ない形状を成していること、被告県は、別紙図面のとおり、国道102号に隣接して石ヶ戸休憩所を設置し、石ヶ戸休憩所から奥入瀬へ下る階段を設け、周辺一帯や本件ブナの木を含む立木の周囲などに立入防止柵や標識等を設置するなどしていること、証拠(甲A2及び3、甲A9及び10、甲A12、C1及び2、乙ロC36、原告茂子、原告行雄、検証)及び弁論の全趣旨によれば、被告県が設置した石ヶ戸休憩所は、本件事故現場付近から北西約50メートルの位置にあり、同休憩所は国道102号線沿いに位置する奥入瀬溪流唯

県による事実上の管理

一の休憩所であること、同休憩所の利用者数は、平成14年度が約45万人、平成15年度が約50万人であり、石ヶ戸休憩所を利用する観光客等の多くは、同休憩所を利用するとともに、本件事故現場付近を散策するに際して本件遊歩道及び本件空白域に立ち入る者も多く、散策のほか休憩にあたって、これらの場所を利用していたこと、被告県は、本件事故現場付近を含む本件空白域において、卓ベンチ等を設置していたことが認められ、これらの各事実によれば、本件事故現場を含む石ヶ戸一帯は、全体として、奥入瀬で休憩施設等の設備を備えた唯一の溪流散策地として機能していたものというべきであって、被告県は、本件事故現場付近を含む本件空白域についても、これを事実上管理し、これを含めた周辺一帯を、本件遊歩道と一体として観光客らの利用に供していたものというべきである。

県による事実上の管理

以上に認定、説示したところによれば、本件事故現場付近は、貸付け契約の対象となった本件遊歩道と事実上区別されることなく、被告県によって、一定の施設が設置され、観光客等の利用に供せられていたと認められる。したがって、上記貸付け契約に含まれていなかった本件事故現場付近は、被告県により公の目的のために供用されているというべきである。

(2) 次に、国家賠償法2条1項の営造物の管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうところ、本件においては、前記(1)に認定、説示した本件事故現場付近の状況にかんがみ、被告県によって本件事故現場付近の通行の安全性が確保されていなかった場合には、本件事故現場付近の管理について通常有すべき安全性を欠いていたものというべきである。そこで、被告県の管理によって本件事故現場付近の通行の安全性が確保されていたかどうかを検討する。

瑕疵判断の定式

前提事実(3)ア(ア)及び前記(1)に認定した事実のほか、証拠(甲A9、甲A10、甲A13、甲A17、乙ロC2、検証)及び弁論の全趣旨によれば、本件事故現場付近及び本件遊歩道脇に存立する本件ブナの木及びその他の樹木の枝は、本件事故現場付近及び本件遊歩道を含む観光客が通常通行ないし立ち入る場所の頭上を覆っていたことが認められるところ、これらの樹木及びその枝は、年月の経過によりいつ落下するかがわからないままであり、本件事故現場付近を通行する観光客等は、常に落木等の危険にさらされていたにもかかわらず、証拠(乙イ C3及び4、証人阿部、証人菊池)及び弁論の全趣旨によれば、被告県は、前提事実(4)の合同点検の対象として、年1回歩道等の安全性の点検を行ったのみで、その他本件事故現場付近の上記の危険性に対して、落木等の危険のある枝の伐採や、立入りを制限する柵ないし覆いの設置等を行うこともせず、また、本件事故発生時点において、掲示等により、枝の落下等があり得る旨を警告し、観光客に注意を促すなどの措置を講じることもなかったこと

事故防止措置

が認められる。そうすると、本事故現場付近は、被告県によって通行の安全性が確保されていなかったものといわざるを得ず、その管理について通常有すべき安全性を欠いていたものというべきである。

⑤通常予測
できる範囲
の危険であ
る

そして、山林における落枝は通常みられる自然現象であることからすると、一般的な事故発生の予見が可能であったことは明らかであり、また、証拠(甲A7、甲A14、甲C1)及び弁論の全趣旨によれば、本事故発生当時の天候は晴れで、ほぼ無風状態であって、本事故は天候の異常などのない状況の下での落枝によって発生したものであって、本件証拠によっても、落枝の原因は必ずしも明らかではないものの、上記の天候下における自然現象によって発生したものであること、前提事実(3)ア(イ)のとおり、被告県による伐採には法令上の指定による制約があり、また、被告県が危険木と判断する基準は明らかではないものの、これらによっても、被告県による樹木の伐採がすべて禁じられ、その判断ないし裁量が否定されるまでのものではないことからすれば、本件事故は、回避しがたい事故であったとまではいえず、その他本件事故が不可抗力ないし回避可能性のない場合であるとは認められない。

不可抗
力でない

以上にて認定、説示したところによれば、本件事故は、被告県の遊歩道の管理の瑕疵により生じたものと認められる。

(3)以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、被告県は、国家賠償法 2 条 1 項に基づき、本件事故によって原告が被った損害について賠償の責任を負うものというべきである。

2 被告国の工作物責任

(1)次に、被告国の本件事故についての竹木の栽植、支持の瑕疵による責任の有無につき判断する。

(2)まず、被告国は、民法717条 2 項にいう「竹木」には、天然木は含まれない旨主張するが、同項の「竹木」につき、特にそのような限定解釈すべき事由はないものの、その責任は、栽植、支持についての瑕疵を要件とするものであるから、栽植、支持の対象とされていない、単に自生している天然木については、同項の責任の対象から除外される場合があることは否定しえず、このことは、同条 1 項が工作物という人工的作用を加えたことにより成立した物についての責任を定め、2 項においてこれを準用していることから首肯しうところである。しかし、天然木であっても、占有者等が一定の管理を及ぼし、その効用を享受しているような場合には、これに対する「支持」があることにほかならないから、その場合には、同項の責任を肯定しうべきである。

(3)そこで、本件について検討すると、本件ブナの木は、被告国の栽植にかかるものではなく、自生した天然木ではあるが、これを含む山林は、三八上北営林署長において管理しているもので、森林と人との共生林

として景観、風致を維持しており、しかも、同営林署は、このような抽象的な管理に加えて、自らも環境省や被告県の主催する合同点検に毎年参加しているのであり、本件ブナの木を含む山林の遊歩道に近接した部分につき、現実に危険性を認識し、これに対処する方策を採っていたのであって、このようなことを含む管理行為は、少なくとも本件ブナの木を含めた本件遊歩道に近接した山林部分に存する自然木に対して「支持」をしているものといわざるをえないから、本件ブナの木が自然木であっても、これが本事故現場のような多くの人が立ち入る場所にある立木として通常有すべき安全性を欠いた状態にあるときには、その支持の瑕疵に基づく責任が肯定されるというべきである。(※異常の斜体部分については控訴審判決による訂正あり)

(4)そして、本件においては、前提事実(3)ア(ア)及び前記1にて認定したとおり、本事故現場付近を含む本件遊歩道及び本件空白域には多くの観光客が立ち入り、散策や休憩のためにこれらの場所を利用していたこと、奥入瀬溪流石ヶ戸を散策する観光客等の頭上を樹木の枝葉が広く覆っていたこと、本事故当時は晴天でほぼ無風状態であったことなどの事実を併せて考慮すると、多くの観光客等が散策や休憩のために立ち入る場所に存在した本件ブナの木としては、その有すべき安全性を欠いた状態にあったといわざるをえないから、本件ブナの木の支持に瑕疵があったものとして、被告国には、本件ブナの木の占有者として賠償責任を負うものといわざるをえない。(※ここに控訴審判決における追加あり)そして、本件事故の発生について、予見可能性及び回避可能性がないとはいえないことは、前記1(2)において説示したところと同様である。

(5)よって、被告国は、本件ブナの木の支持についての瑕疵に基づき、本件事故により原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

3 損害(略)